

岩手県 災害救助担当主管部(局)長 殿

厚生労働省社会・援護局総務課長



東日本大震災に係る応急仮設住宅について(その2)

応急仮設住宅については、5月19日に国土交通省から「応急仮設住宅の完成見通し等(見直し)について」(別添)が公表されました。被災者の支援のためには、この応急仮設住宅の円滑な建設に併せ、その完成と同時の入居など以下のとおり今の時期において留意いただきたい点をお示ししますので、貴県における特段の御配慮をお願いします。

また、管内政令指定都市及び中核市並びにその他の市町村に対して、別紙及び下記内容の提供をはじめとする連携を併せてお願いします。

記

1 応急仮設住宅の早期入居について

災害救助法に基づく応急仮設住宅については、既に「東日本大震災に係る災害救助法の弾力運用について(その7)」(平成23年5月6日付社援総発0506第1号本職通知)により取扱いを通知いたしました。しかし、依然として、応急仮設住宅の完成から入居まで期間が空くケースが見受けられます。ついては、同通知のポイントを別紙に再び掲げますので、県庁内で徹底するとともに、市町村の入居管理担当者に改めて送付するようお願いします。また、別紙のように事務が進むよう、県庁内で現状を分析の上、問題点の改善が図られるよう県庁責任者と市町村責任者との打ち合わせを行うなど、更なる意思疎通の徹底をお願いします。

2 県外避難者の把握について

被災三県から県外への避難者に対して、必要な行政サービスを提供するため、それらの方々の状況を適切に把握し、応急仮設住宅の募集情報等必要な情報を提供できる体制を構築していただくようお願いします。

3 民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の家賃について

「東日本大震災に係る応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げの取扱いについて」(平成 23 年 4 月 30 日付社援発 0430 第 1 号厚生労働省社会・援護局長通知)において、民間賃貸住宅を借り上げて応急仮設住宅として供与する場合の家賃は岩手・宮城内陸地震の際に一戸当たり月額6万円としたことをお示したところですが、この金額はあくまで参考であり、実際の家賃については、次のような点を勘案し、貴県又はその委任を受けた市町村において柔軟に対応していただくようお願いします。

- ・実勢賃貸料等の地域の実情
- ・家族構成員数の多寡
- ・専用寝室を必要とする要介護者等の有無 など

- ① 県による建設と、市町村による入居の日程を把握するため、県及び市町村の入居管理担当者を相互に明確にすること。
- ② 県の入居管理担当者は、建設用地の確定後速やかに、場所、戸数、着工や完成の日程等の情報を市町村の入居管理担当者に提供すること。
- ③ 市町村の入居管理担当者は、県外の旅館、ホテル等への避難者も含め、住民である避難者に対し応急仮設住宅の募集情報を周知すること。
- ④ 市町村においては、完成後速やかに入居できるよう、建設中に、あらかじめ入居者の選定を行うとともに、市町村の入居管理担当者は、日本赤十字社が寄贈している家電製品の搬入先、必要数を県の入居管理担当者に連絡すること。
- ⑤ 県の入居管理担当者は県の建設担当より、完成予定日(搬入可能日)の情報により、その2週間前までを目途に日本赤十字に家電製品の搬入先、必要数をあらかじめ日本赤十字社へ送付依頼を行うこと。
- ⑥ 県の建設担当においては、建物完成後、速やかに県の完了検査を実施すること。
- ⑦ 県の完了検査後速やかに入居者に引き渡せるよう、県の入居管理担当者及び市町村の入居管理担当者とで連携を図ること。

平成23年5月19日

国土交通省

応急仮設住宅の完成見通し等（見直し）について

○岩手県

（3月31日時点での必要戸数18,000戸）

必要戸数の見直しを実施済み。必要戸数14,000戸について、7月前半までに完成の見通し。

	5月末迄	6月前半	6月後半	7月前半	7月後半	8月前半
発注見通し	13,647戸	14,000戸	—	—	—	—
完成見通し	9,680戸	10,563戸	12,447戸	14,000戸	—	—

○宮城県

（4月1日時点での必要戸数30,000戸）

必要戸数の再調査を実施済み。必要戸数23,000戸について、8月前半までに完成の見通し。

	5月末迄	6月前半	6月後半	7月前半	7月後半	8月前半
発注見通し	15,800戸	18,200戸	20,600戸	23,000戸	—	—
完成見通し	11,013戸	13,400戸	15,800戸	18,200戸	20,600戸	23,000戸

○福島県

（4月14日時点での必要戸数24,000戸）

現時点で市町村からの要請は約15,200戸であり、8月前半までに完成の見通し。今後、市町村から追加の要請があった場合、逐次発注し、早期完成を目指す。

	5月末迄	6月前半	6月後半	7月前半	7月後半	8月前半
発注見通し	11,543戸	12,655戸	14,000戸	15,200戸	—	—
完成見通し	9,319戸	10,431戸	11,543戸	12,655戸	14,000戸	15,200戸

○茨城県

必要戸数10戸について、5月前半に既に完成。

○栃木県

必要戸数20戸について、5月前半に既に完成。

○千葉県

必要戸数230戸について、5月後半に既に完成。

○長野県

必要戸数55戸について、既に発注し、6月後半までに完成の見通し。

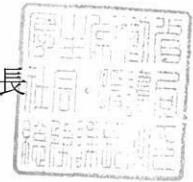


社援総発0524第2号

平成23年5月24日

宮城県 災害救助担当主管部(局)長 殿

厚生労働省社会・援護局総務課長



東日本大震災に係る応急仮設住宅について(その2)

応急仮設住宅については、5月19日に国土交通省から「応急仮設住宅の完成見通し等(見直し)について」(別添)が公表されました。被災者の支援のためには、この応急仮設住宅の円滑な建設に併せ、その完成と同時の入居など以下のとおり今の時期において留意いただきたい点をお示ししますので、貴県における特段の御配慮をお願いします。

また、管内政令指定都市及び中核市並びにその他の市町村に対して、別紙及び下記内容の提供をはじめとする連携を併せてお願いします。

記

1 応急仮設住宅の早期入居について

災害救助法に基づく応急仮設住宅については、既に「東日本大震災に係る災害救助法の弾力運用について(その7)」(平成23年5月6日付社援総発0506第1号本職通知)により取扱いを通知いたしました。しかし、依然として、応急仮設住宅の完成から入居まで期間が空くケースが見受けられます。ついては、同通知のポイントを別紙に再び掲げますので、県庁内で徹底するとともに、市町村の入居管理担当者に改めて送付するようお願いします。また、別紙のように事務が進むよう、県庁内で現状を分析の上、問題点の改善が図られるよう県庁責任者と市町村責任者との打ち合わせを行うなど、更なる意思疎通の徹底をお願いします。

2 県外避難者の把握について

被災三県から県外への避難者に対して、必要な行政サービスを提供するため、それらの方々の状況を適切に把握し、応急仮設住宅の募集情報等必要な情報を提供できる体制を構築していただくようお願いします。

3 民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の家賃について

「東日本大震災に係る応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げの取扱について」(平成23年4月30日付社援発0430第1号厚生労働省社会・援護局長通知)において、民間賃貸住宅を借り上げて応急仮設住宅として供与する場合の家賃は岩手・宮城内陸地震の際に一戸当たり月額6万円としたことをお示したところですが、この金額はあくまで参考であり、実際の家賃については、次のような点を勘案し、貴県又はその委任を受けた市町村において柔軟に対応していただくようお願いします。

- ・実勢賃貸料等の地域の実情
- ・家族構成員数の多寡
- ・専用寝室を必要とする要介護者等の有無 など

- ① 県による建設と、市町村による入居の日程を把握するため、県及び市町村の入居管理担当者を相互に明確にすること。
- ② 県の入居管理担当者は、建設用地の確定後速やかに、場所、戸数、着工や完成の日程等の情報を市町村の入居管理担当者に提供すること。
- ③ 市町村の入居管理担当者は、県外の旅館、ホテル等への避難者も含め、住民である避難者に対し応急仮設住宅の募集情報を周知すること。
- ④ 市町村においては、完成後速やかに入居できるよう、建設中に、あらかじめ入居者の選定を行うとともに、市町村の入居管理担当者は、日本赤十字社が寄贈している家電製品の搬入先、必要数を県の入居管理担当者に連絡すること。
- ⑤ 県の入居管理担当者は県の建設担当より、完成予定日(搬入可能日)の情報により、その2週間前までを目途に日本赤十字に家電製品の搬入先、必要数をあらかじめ日本赤十字社へ送付依頼を行うこと。
- ⑥ 県の建設担当においては、建物完成後、速やかに県の完了検査を実施すること。
- ⑦ 県の完了検査後速やかに入居者に引き渡せるよう、県の入居管理担当者及び市町村の入居管理担当者とで連携を図ること。

平成23年5月19日
国土交通省

応急仮設住宅の完成見通し等（見直し）について

○岩手県

（3月31日時点での必要戸数18,000戸）

必要戸数の見直しを実施済み。必要戸数14,000戸について、7月前半までに完成の見通し。

	5月末迄	6月前半	6月後半	7月前半	7月後半	8月前半
発注見通し	13,647戸	14,000戸	—	—	—	—
完成見通し	9,680戸	10,563戸	12,447戸	14,000戸	—	—

○宮城県

（4月1日時点での必要戸数30,000戸）

必要戸数の再調査を実施済み。必要戸数23,000戸について、8月前半までに完成の見通し。

	5月末迄	6月前半	6月後半	7月前半	7月後半	8月前半
発注見通し	15,800戸	18,200戸	20,600戸	23,000戸	—	—
完成見通し	11,013戸	13,400戸	15,800戸	18,200戸	20,600戸	23,000戸

○福島県

（4月14日時点での必要戸数24,000戸）

現時点で市町村からの要請は約15,200戸であり、8月前半までに完成の見通し。今後、市町村から追加の要請があった場合、逐次発注し、早期完成を目指す。

	5月末迄	6月前半	6月後半	7月前半	7月後半	8月前半
発注見通し	11,543戸	12,655戸	14,000戸	15,200戸	—	—
完成見通し	9,319戸	10,431戸	11,543戸	12,655戸	14,000戸	15,200戸

- 茨城県
必要戸数10戸について、5月前半に既に完成。
- 栃木県
必要戸数20戸について、5月前半に既に完成。
- 千葉県
必要戸数230戸について、5月後半に既に完成。
- 長野県
必要戸数55戸について、既に発注し、6月後半までに完成の見通し。

福島県 災害救助担当主管部(局)長 殿

厚生労働省社会・援護局総務課長



東日本大震災に係る応急仮設住宅について(その2)

応急仮設住宅については、5月19日に国土交通省から「応急仮設住宅の完成見通し等(見直し)について」(別添)が公表されました。被災者の支援のためには、この応急仮設住宅の円滑な建設に併せ、その完成と同時の入居など以下のとおり今の時期において留意いただきたい点をお示ししますので、貴県における特段の御配慮をお願いします。

また、管内政令指定都市及び中核市並びにその他の市町村に対して、別紙及び下記内容の提供をはじめとする連携を併せてお願いします。

記

1 応急仮設住宅の早期入居について

災害救助法に基づく応急仮設住宅については、既に「東日本大震災に係る災害救助法の弾力運用について(その7)」(平成23年5月6日付社援総発0506第1号本職通知)により取扱いを通知いたしました。しかし、依然として、応急仮設住宅の完成から入居まで期間が空くケースが見受けられます。ついては、同通知のポイントを別紙に再び掲げますので、県庁内で徹底するとともに、市町村の入居管理担当者に改めて送付するようお願いします。また、別紙のように事務が進むよう、県庁内で現状を分析の上、問題点の改善が図られるよう県庁責任者と市町村責任者との打ち合わせを行うなど、更なる意思疎通の徹底をお願いします。

2 県外避難者の把握について

被災三県から県外への避難者に対して、必要な行政サービスを提供するため、それらの方々の状況を適切に把握し、応急仮設住宅の募集情報等必要な情報を提供できる体制を構築していただくようお願いします。

3 民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の家賃について

「東日本大震災に係る応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げの取扱について」(平成 23 年 4 月 30 日付社援発 0430 第 1 号厚生労働省社会・援護局長通知)において、民間賃貸住宅を借り上げて応急仮設住宅として供与する場合の家賃は岩手・宮城内陸地震の際に一戸当たり月額6万円としたことをお示したところですが、この金額はあくまで参考であり、実際の家賃については、次のような点を勘案し、貴県又はその委任を受けた市町村において柔軟に対応していただくようお願いします。

- ・実勢賃貸料等の地域の実情
- ・家族構成員数の多寡
- ・専用寝室を必要とする要介護者等の有無 など

- ① 県による建設と、市町村による入居の日程を把握するため、県及び市町村の入居管理担当者を相互に明確にすること。
- ② 県の入居管理担当者は、建設用地の確定後速やかに、場所、戸数、着工や完成の日程等の情報を市町村の入居管理担当者に提供すること。
- ③ 市町村の入居管理担当者は、県外の旅館、ホテル等への避難者も含め、住民である避難者に対し応急仮設住宅の募集情報を周知すること。
- ④ 市町村においては、完成後速やかに入居できるよう、建設中に、あらかじめ入居者の選定を行うとともに、市町村の入居管理担当者は、日本赤十字社が寄贈している家電製品の搬入先、必要数を県の入居管理担当者に連絡すること。
- ⑤ 県の入居管理担当者は県の建設担当より、完成予定日(搬入可能日)の情報により、その2週間前までを目途に日本赤十字に家電製品の搬入先、必要数をあらかじめ日本赤十字社へ送付依頼を行うこと。
- ⑥ 県の建設担当においては、建物完成後、速やかに県の完了検査を実施すること。
- ⑦ 県の完了検査後速やかに入居者に引き渡せるよう、県の入居管理担当者及び市町村の入居管理担当者とで連携を図ること。

平成23年5月19日

国土交通省

応急仮設住宅の完成見通し等（見直し）について

○岩手県

（3月31日時点での必要戸数18,000戸）

必要戸数の見直しを実施済み。必要戸数14,000戸について、7月前半までに完成の見通し。

	5月末迄	6月前半	6月後半	7月前半	7月後半	8月前半
発注見通し	13,647戸	14,000戸	—	—	—	—
完成見通し	9,680戸	10,563戸	12,447戸	14,000戸	—	—

○宮城県

（4月1日時点での必要戸数30,000戸）

必要戸数の再調査を実施済み。必要戸数23,000戸について、8月前半までに完成の見通し。

	5月末迄	6月前半	6月後半	7月前半	7月後半	8月前半
発注見通し	15,800戸	18,200戸	20,600戸	23,000戸	—	—
完成見通し	11,013戸	13,400戸	15,800戸	18,200戸	20,600戸	23,000戸

○福島県

（4月14日時点での必要戸数24,000戸）

現時点で市町村からの要請は約15,200戸であり、8月前半までに完成の見通し。今後、市町村から追加の要請があった場合、逐次発注し、早期完成を目指す。

	5月末迄	6月前半	6月後半	7月前半	7月後半	8月前半
発注見通し	11,543戸	12,655戸	14,000戸	15,200戸	—	—
完成見通し	9,319戸	10,431戸	11,543戸	12,655戸	14,000戸	15,200戸

○茨城県

必要戸数10戸について、5月前半に既に完成。

○栃木県

必要戸数20戸について、5月前半に既に完成。

○千葉県

必要戸数230戸について、5月後半に既に完成。

○長野県

必要戸数55戸について、既に発注し、6月後半までに完成の見通し。